

栗山町議会

議会報告会

2013

- ①交流プラザ設置条例を制定
- ②自治基本条例を制定
- ③総合計画の策定と運用に関する条例を制定
- ④景観条例を制定
- ⑤中学校の統合
- ⑥平成25年度予算の概要

栗山町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される栗山町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選挙で選ばれた栗山町長（以下「町長」という。）とともに、栗山町の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに町民の信託に応える活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、栗山町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして、これら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。われわれは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、町民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築きたいと思う。

栗山町議会基本条例前文

平成18年5月18日制定

① 交流プラザ条例を制定

管理は指定管理者として栗山町社会福祉協議会に

■まちなかケアラズカフェ「サンタの笑顔（ほほえみ）」として、平成24年11月1日にリニューアルオープン。

■ひとり暮らしや、ケアラー（無償の介護者）などが気軽に立ち寄り、ボランティアなどと交流できる空間づくりを目的としている。

■開館時間 午前9時～午後5時

■利用料金 無料

■休館日 日曜日、国民の祝日、年末年始

■利用状況の推移（1カ月当たり利用者数）

【リニューアル前】

451人

- ・小中学生 343人
- ・高校生以上 108人



【リニューアル後】

631人

- ・小中学生 121人
- ・高校生以上 510人



平成24年6月議会定例会で町長より提案
⇒議会では産業福祉常任委員会で審議

支援を中心に事業展開をするため。

【議論の経過】（議会での町に対する主な質疑）

議員 開館時間がこれまで正午だったのが、午前9時からに変更した理由は？

住民福祉課主幹 社会福祉法人とも協議し、高齢者の日中活動支援を中心に事業展開をするため。

議員 これまでの利用は小中学生に偏っていたが、今後は高齢者中心に集まってもらうということか？

住民福祉課主幹 いきいき交流プラザは、当初の介護予防事業等の原点に回帰しながら事業を行い、運営したいと考えている。

議員 利用料は無料だが今後も経費徴収は考えていないのか？

住民福祉課主幹 Ekiやしゃるるのロビーと同じような考えの施設のため、利用料金を取ることは考えていない。



全員賛成により可決

② 自治基本条例を制定

- 自治基本条例とは、町民・議会・行政が役割分担し、知恵を出し合い、協力して個性ある住みよいまちづくりを進めるためのルール。いわゆる「まちの憲法」。
- 徹底した情報公開と町政への町民参加により、自律したまちづくりを進めるために策定。
- 議会基本条例は議会運営のルールや議員の役割などを定めたもので、議会運営の最高規範。
自治基本条例は、町民・議会・行政の役割やルールなどを定めたもので、栗山町の自治に関する最高規範。

【制定までの経過】

H24. 5月～8月	くりやまの自治基本条例をつくる会との一般会議を3回開催
H24. 11月～12月	町長との一般会議を2回開催
H24. 12月	議会定例会で町長より自治基本条例案提案 議会では特別委員会を設置して審議
H25. 1月～3月	特別委員会を7回開催し審議 ・1月15日～専門家を招いて議論 ・2月19日～公聴会を開催
H25. 2月27日	議会報告会を開催し町民から意見徴収
H25. 3月19日	全員賛成により可決

＝『公聴会』を開催＝

- 日 時 平成25年2月19日（火）18:30～20:40
- 場 所 栗山町議会議場
- テーマ 『栗山町自治基本条例制定に対する賛否』
- 公述人 賛成者3人、反対者3人

＝『議会報告会（意見交換会）』を開催＝

- 日 時 平成25年2月27日（水）
- 場 所 南部公民館、改善センター、カルチャープラザ「Eki」
- 参加者 42人

＝公聴会、議会報告会での主な意見＝

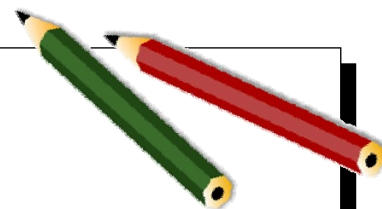
《反対意見》

- ・町民に対してのメリットはない。
- ・町民の信託を受けている町長と議員の責任で決めるべき。
- ・責任の一端を町民に持たせる必要はない。
- ・特定の町民のみの参画で、意見が偏る可能性がある。
- ・必要だという町民はあまりいないのではないか。
- ・自治基本条例よりも先に解決すべき問題が沢山ある。

《賛成意見》

- ・自治基本条例はまちの基本方針であり理念である。
- ・町民、議会、行政の役割を明確にする必要がある。
- ・町長や担当者が変わっても施策事業の一貫性が必要。
- ・条例によって情報の共有と町民参加が保障される。
- ・町民も責任をもってまちづくりに関わることが必要。
- ・政策の計画段階で町民の声を反映させることが必要。

平成24年12月議会定例会で町長より提案
⇒議会では特別委員会を設置して審議



【議論の経過】(議会での町に対する主な質疑)

議員 自治基本条例への住民の関心が低いように感じるが？

町長 一昨年から論議し、町民との懇談会も2年かけている。懇談会では否定的な意見もあったが、理解されていると思う。

議員 住民投票の項目で、町長に関しての記述はあるが、町民発議や議会発議を本文に記述しなかった理由は？
条例本文に発議権を記述したほうが良いと思うが？

経営企画課長 住民投票を実施するのは町長なので、本文では実施主体として町長に関わる記述をしている。発議権は解説欄に記述している。先進的な自治体では、本文には実施主体を記述しているケースが多かった。

議員 住民投票は究極の住民参加であるため、議会の議決を経ないで、一定要件の署名が集まれば住民投票ができる仕組みにしたほうが良いと思うが？

経営企画課長 住民投票制度は最終的な住民参加の手法といわれているが、町長と議会の判断により実施すべきと考えている。

議員間による自由討議(主な意見)

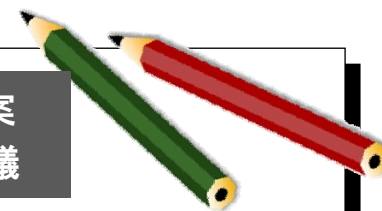
- 報告会の参加者が少なく残念。町民は自治基本条例に対して関心は薄いと思われる。
- 時期早尚という声もあったが、いつになったら良いということはない。
- まちづくりのルールを作って、住民自治が高まることを期待したい。
- 議会の議決を必要としない住民投票の仕組みを模索すべきではないか。
- 住民投票にこだわる必要はない。
- 長い時間をかけて、町民による自治基本条例をつくる会も、行政も、議会も勉強してきた。
- 条例では、町民参加ができることを第一義的にあげている。
- 行政や議会が中心になって町民参加を進めていくことが大事である。



全員賛成により可決

③ 総合計画の策定と運用に関する条例を制定

平成24年12月議会定例会で町長より提案
⇒議会では特別委員会を設置して審議



- 総合計画は、財政の健全化と、自律的で個性豊かな町政運営をめざし、将来の栗山町の進むべき方向性を明らかにする総合的な計画で、町政運営における最上位の計画。
- 平成23年の地方自治法改正により、総合計画の策定義務が撤廃された。しかし、将来展望に立った総合計画を策定することは必要であることから自治基本条例を制定し、総合計画の策定を義務付けることとしている。
- 計画の策定に当たっては町民参加によること、計画にない事業は原則行わないことなど、一定のルールを明記。

【栗山町議会の関わり】

- 平成22年2月、総合計画の策定と運用に関する条例を議員提案により制定すべく、議会内に条例策定委員会を設置
- 委員会では、町や総合計画審議会委員との一般会議のほか、議会報告会や議会モニター・サポーター会議を開催
- 7カ月間検討を行ったが町と合意には至らず
理由〔住民、町長、議員に加え職員の関与の必要性
〔住民参加の手法の相違（策定委員会の設置）など
- 町による条例策定を促し、平成22年9月に委員会は終結

【まちづくり計画のこれまでの策定経過】

栗山町開発4カ年計画	昭和42～45年度
栗山町総合計画	昭和46～55年度
栗山町発展計画	昭和53～62年度
栗山町新発展計画	昭和63～72年度
栗山町第3次発展計画	平成10～19年度
栗山町第5次総合計画	平成20～26年度

【議論の経過】（議会での町に対する主な質疑）

議員

総合計画は原則として前期4年の実施計画と後期4年の展望計画で構成され、計画期間中の4年目に議会の議決を経て後期実施計画を策定するとしているが、万が一町長に事故があった場合の変更などはどうなるのか？

経営企画課長

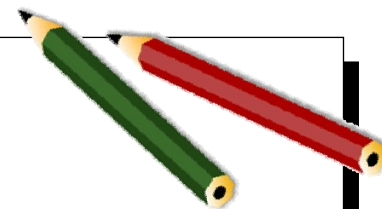
町長の任期に併せて4年目の見直しとし、公約を計画に反映する区切りとなっているが、見直し年度以外で町長が交代した場合は、その時の情勢により新たな計画を策定するのか判断することになる。



全員賛成により可決

④ 景観条例を制定

平成24年12月議会定例会で町長より提案
⇒議会では産業福祉常任委員会で審議



- 栗山町の美しい景観づくりを推進し、守り、次世代に引き継ぎ、個性豊かで魅力あるまちづくりを進めるために制定。
- 景観条例では、町民、事業者、町の責務が定められ、景観計画を策定することになります。
- 一定の基準を超える建築物や工作物の新築、増改築、塗装などを行う場合、町への届出をすることになります。
- 計画に適合しない場合は勧告や変更命令をすることになります。

【届出が必要となる例】

- 延べ面積100㎡または高さ10mを超える建物の・・・
「新築」「増改築」「色彩の変更（外観の1/2以上）」など
- 高さ2mを超える柵や塀の・・・
「新設」「増改築」など

【制限の基準】

- 建築物の高さ～13m以下（まちなみ景観区域では20m以下）
⇒日赤病院は19m程度
- 建築物の色彩～周囲と調和する目立たない色彩とする。
⇒雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウスの赤色は基準内

【議論の経過】（議会での町に対する主な質疑）

議員 すでに基準を超えて建っている建物はどうなるのか？

建設水道課長 すぐに直すことはできないので、認めることになる。

議員 景観条例制定により住みやすいまちになるのか？

建設水道課長 景観が大切なことを町民の皆さんに理解していただき、何かやるときには常に景観を意識していただきたい。

議員 廃屋の管理の要請はどのように行うのか？

建設水道課長 昨年春の調査では、町内に70件ほどの空き家があり景観の阻害要因となっている。現在でも所有者に対し改善要請を行っているが、今後は景観計画の策定を契機として、強制力のあるような要請を実施したい。



全員賛成により可決

平成25年10月1日から届け出が必要になります。

⑤栗山中学校と継立中学校は 平成26年4月に統合します。

平成24年12月議会定例会で町長より提案
⇒議会では特別委員会を設置して審議

●中学校の生徒数の見込み

(人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
栗山中学校	289	289	290	300	276	272	247	229	226
継立中学校	42	42	36	33	29	33	27	24	19
合 計	331	331	326	333	305	305	274	253	245

～栗山町立中学校配置問題に関する経過～ (栗山町教育委員会より)

平成23年 7月～ 継立小・中学校PTA役員との協議・懇談等
12月 (計8回)

12月 継立中学校同窓会役員との懇談

平成24年 2月 継立連合町内会、単位町内会、校区自治会、
継立商工振興会との懇談

2月～ 学校配置計画継立小・中学校PTA合同懇談会
4月 (計3回)

7月 栗山中学校PTA役員に説明

8月 教育委員会で中学校の統合を決定

10月 継立中学校・継立小学校PTA役員との懇談

10月～ 中学校課題検討委員会 (各部会) ※継続開催
12月 中学校配置検討協議会

12月 議会提案

【議論の経過】(議会での町に対する主な質疑)

議員 地元の合意は十分得られているのか？

教育長 最大の努力はした。全員賛成とはなっていないが、大方の合意が得られたものと考えている。

議員 スクールバスの運行はどうなるのか？

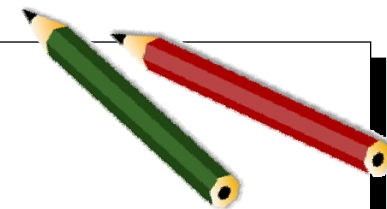
教育次長 現在は滝下から中学校まで40分かかっている。路線検討に当たり、現状の40分を大幅に超えないよう部会で検討中であり、新たにスクールバスを1台増やすことになる。

議員 統合により教員の配置はどうなるのか？

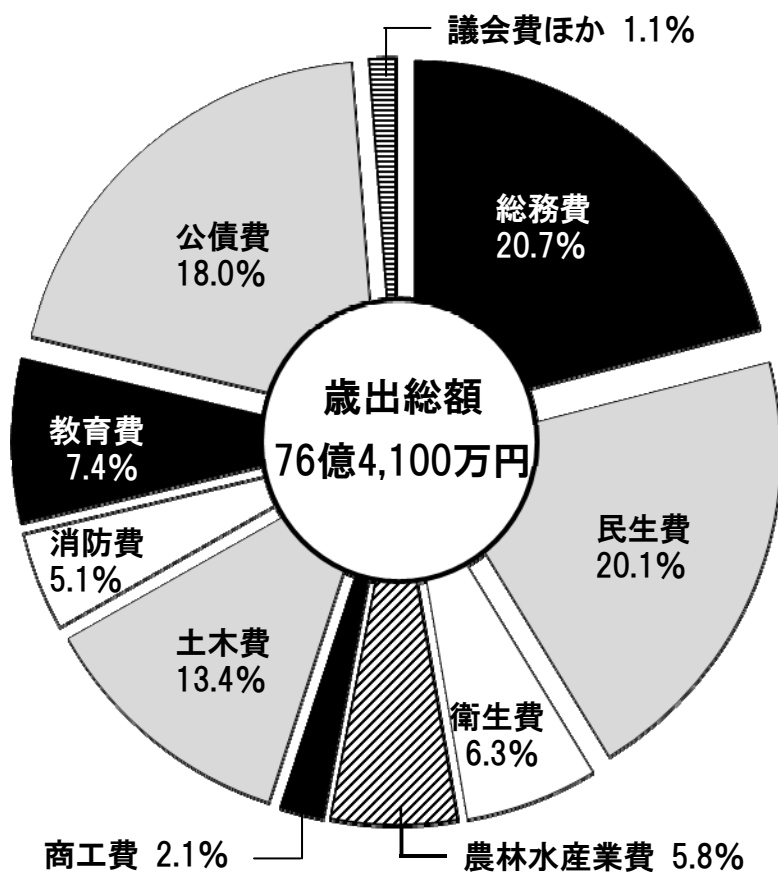
教育長 一般的には両校教員を入れた配置となるので、数人の先生は継立中から栗山中に移ることになる。生徒のサポートに当たり教員の配置は大切なので、空知教育局に具申したい。

全員賛成により可決

⑥ 平成25年度予算の概要



■一般会計の内訳



前年度比 5.5%増 (3 億 9,500 万円増)

主な事業

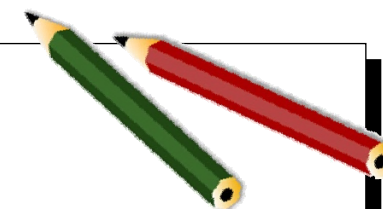
P C B 廃棄物処理	4, 225万円
P C B 廃棄物の適正処理	
再生可能エネルギー導入可能性調査	315万円
町内に存在するエネルギー資源の調査	
栗山赤十字病院施設整備	7, 800万円
医療機器更新に対する補助	
養護老人ホーム泉徳苑個室化整備事業	1, 700万円
個室化整備に伴う支援 (今年度は調査設計)	
地域密着型介護老人福祉施設整備事業	2, 560万円
施設整備に対する支援 (今年度は調査設計)	
道営農業基盤整備	3, 944万円
杵臼北部ほか7地区	
道路整備	1億595万円
2路線の道路改良、歩道整備及び橋梁整備	
ロータリ除雪車更新	3, 899万円
公営住宅整備	3億7, 873万円
松栄団地(2棟20戸)建設ほか	

資 料 編

- ①町税等の未収金
- ②議会の開催日数
- ③議員定数と議員報酬
- ④議会視察受入れの状況
- ⑤政務調査費の使いみち
- ⑥行財政改革プランの進捗状況
- ⑦栗山赤十字病院の現状

資料1

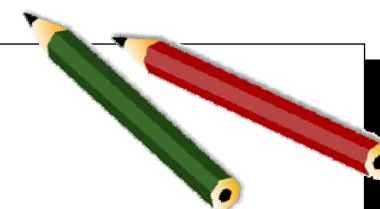
町税等の未収金



内訳	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
町税	1億5,852万円	2億2,081万円	2億1,762万円	2億2,114万円	2億3,595万円
公営住宅使用料	1,068万円	1,348万円	1,625万円	1,869万円	1,991万円
保育料	140万円	209万円	223万円	231万円	305万円
給食費	273万円	272万円	314万円	330万円	325万円
老人保護措置費	74万円	73万円	73万円	77万円	80万円
下水道受益者負担金・使用料	2,699万円	1,263万円	1,417万円	1,611万円	1,718万円
農業集落排水受益者負担金・使用料	422万円	241万円	312万円	505万円	718万円
国民健康保険税	1億1,982万円	1億2,046万円	1億1,848万円	1億1,452万円	1億587万円
介護保険料	262万円	348万円	331万円	323万円	251万円
水道料金	5,348万円	5,479万円	5,724万円	7,409万円	7,586万円
その他	109万円	116万円			
合計（現年、滞納繰越含む）	3億8,229万円	4億3,476万円	4億3,629万円	4億5,921万円	4億7,156万円

資料2

議会の開催日数



(単位：日)

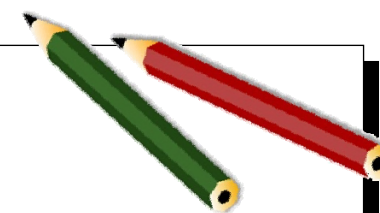
	定 例 会	臨 時 会	常 任 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会	特 別 委 員 会	そ の 他 会 議	計	議会費予算 A	一般会計予算 B	割 合 A / B (%)
栗山町	12	2	17	13	30	11	85	9,755万円	72億4,600万円	1.3
由仁町	9	6	8	5	15	0	43	6,004万円	43億2,982万円	1.4
長沼町	9	5	11	6	25	19	75	9,940万円	74億8,000万円	1.3
南幌町	9	3	12	10	24	14	72	7,039万円	44億8,634万円	1.6
全道平均	10.6	3.9	17.7	11.4	15.1	8.5	67.2	7,431万円	53億2,017万円	1.4

平成23年7月1日から平成24年6月30日まで

資料：第58回町村議会実態調査集計表
(北海道町村議会議長会)

資料3

議員定数と議員報酬



	自治体名	人口	議員定数	月額報酬	期末手当	町長給与
	栗山町	13,136人	13人	196,000円	月額報酬×3.90月分×1.15	706,000円
近隣町	由仁町	5,874人	10人	158,000円	月額報酬×3.95月分	520,000円
	長沼町	11,797人	14人	192,000円	月額報酬×3.85月分×1.15	721,000円
	南幌町	8,533人	11人	156,000円	月額報酬×3.12月分×1.15	548,000円
類似町	日高町	13,730人	15人	189,000円	月額報酬×3.00月分	720,000円
	斜里町	12,559人	14人	190,000円	月額報酬×3.95月分	770,000円
	上富良野町	11,723人	14人	170,000円	月額報酬×3.50月分	720,000円
	美瑛町	10,818人	14人	181,000円	月額報酬×3.95月分×1.15	780,000円
	芽室町	19,376人	16人	198,000円	月額報酬×3.00月分	795,000円
全道平均 (人口10,000人～19,999人)		14,279人	15.5人	188,000円	月額報酬×3.775月分×(1.15)	720,000円

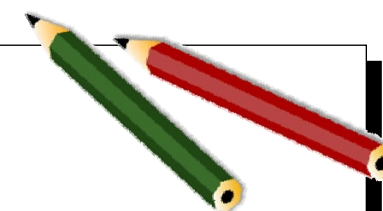
平成24年7月1日現在

資料：第58回町村議会実態調査集計表

(北海道町村議会議長会)

資料4

議会視察受け入れの状況



平成18年5月に制定した全国初の栗山町議会基本条例は、多方面に大きな影響を与えました。制定以来、全国各地より視察が相次ぎ、平成24年度末までに564団体、4,600人を超える関係者の皆様にご来町いただいています。これだけ関心があるということは、地方議会が議会運営のあり方などについて危機感を持ち、改革が必要であると考えていることがうかがえます。

平成23年末までに全国で議会基本条例を制定した議会が260にものぼり、今後もますます増えることが予想され、その成果が如実に表れてきています。

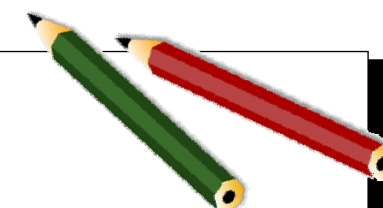
また、多くの方に栗山町を訪れていただくことにより、町内での飲食や宿泊など、まちの活性化にも一役買っています。

今後も、議会基本条例を中心とした議会改革・議会活性化に関する視察の受け入れ体制を整え、全国の地方議会が改革に進むことを期待し、さらに少しでも地域経済の活性化につながることを願っています。

お け ん

年度	都道府県議会		市議会		町村議会		その他 ※議会改革関係視察のみ		合 計	
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数
H18	0	0	48	312	47	411	13	153	108	876
H19	3	17	73	467	52	489	13	241	141	1,214
H20	3	25	45	282	30	308	9	362	87	677
H21	1	8	23	163	26	270	7	39	57	480
H22	3	6	25	159	19	189	4	39	51	393
H23	2	11	42	304	24	195	1	6	69	516
H24	2	33	29	229	16	189	4	36	51	487
合計	14	100	285	1,916	214	2,051	51	576	564	4,643





資料5

政務活動費の使いみち

■政務活動費とは？

議員の調査研究のための経費として支給される費用。栗山町議会では、議員1人当たり年間96,000円が支給されます。なお残金は、町に返納することになります。

■議員別内訳

議員 番号	議員氏名	交付決定額	支出内訳						返納額
			調査研究費	研修費	資料購入費	広報費	事務費	合計	
1	八木橋 義 則	96,000		78,160	20,160		1,774	100,094	0
2	友 成 克 司	96,000		1,000	33,420	35,000		69,420	26,580
3	大 井 賢 治	96,000		69,960				69,960	26,040
4	三 田 源 幸	96,000	12,000	69,960	91,200			173,160	0
5	小 寺 進	96,000		70,960	25,810			96,770	0
6	大 西 勝 博	96,000		69,960	9,600			79,560	16,440
7	大 平 逸 男	96,000			30,070			30,070	65,930
9	藤 本 光 行	96,000		70,960	36,541			107,501	0
10	檜 崎 忠 彦	96,000		68,680	40,120			108,800	0
11	置 田 武 司	96,000		69,960	27,120			97,080	0
12	重 山 雅 世	96,000		87,875	20,980			108,855	0
13	鵜 川 和 彦	96,000		79,900	76,400			156,300	0
	(山 本 修 司)	96,000						0	96,000
合 計		1,248,000	12,000	737,375	411,421	35,000	1,774	1,197,570	230,990

【主な調査先】

東京都

- ・ 市民と議員の条例づくり交流会議
- ・ 自治体財政研究会

札幌市

- ・ 自治講座

東川町

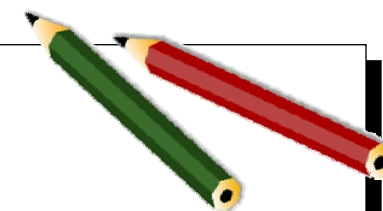
- ・ 小さくても輝く自治体フォーラム

宮城県角田市

- ・ 行政視察

資料6

行財政改革プランの進捗状況



■特別職給料削減（町長 20%、副町長 15%、教育長 10%）

平成26年3月まで

■職員数削減

・ H21～157人 ⇒ H24～152人 ⇒ H27～136人 変更 137人

■町税の税率の改定等

- ・ 固定資産税 税率 1.4% ⇒ 1.6%
- ・ 法人税割 税率 14.5% ⇒ 14.7%
- ・ 軽自動車税 標準税率の 1.5倍
- ・ 都市計画税課税区域の見直し（角田地区を課税）

平成28年度以降に実施予定

■民間委託業務の拡大

- ・ 継立保育所の民営化

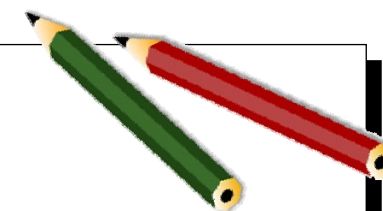
平成26年4月予定

■ごみ処理手数料の 30%値上げ

平成28年度以降に実施予定

資料7

栗山赤十字病院の状況



病院の概要

- (1)沿革 昭和27年に栗山町立病院を開院。昭和29年に移管し「栗山赤十字病院」となり、昭和55年に全面改築
- (2)病床数 136床（一般 56床、療養 80床）
- (3)診療科 内科、消化器内科、循環器内科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科、精神神経科、泌尿器科、皮膚科
- (4)常勤医師 10人（H24.4月時点では6人）

直面している課題

- 自己資金による医療機器の購入に限界
⇒栗山町からの補助が必要
- 医師不足、看護師不足
⇒人材確保のため、大きな費用負担
- 手狭で老朽化している建物
⇒新築も含めた病院のあり方を考慮

経営の状況状態の推移

- 平成22年度決算は全体収支でわずかな赤字（医業収支は黒字）
- 平成23年度決算は全体収支、医業収支ともに黒字
- 平成24年度決算も黒字の見込み
- 経営改善の状況（H22～H23）
 - ・H22.7月に一般病床の一部を療養病床に転換
 - ・遊休不動産売却
 - ・職員数の見直し
 - ・期末手当の独自削減
 - ・臨床検査の委託化など

【町の補助金】

項 目	平成25年度	平成24年度
人工透析施設整備	2059万円	2092万円
救急医療体制確保	9628万円	9742万円
医療機器購入 (CT、エコー、X線TV)	7800万円	4000万円
合 計	1億9487万円	1億5834万円

北海道栗山町議会

〒069-1512 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252

TEL 0123-73-7517 ／ FAX 0123-72-1233

E-mail gikai@town.kuriyama.hokkaido.jp

平成25年3月